

地域公共交通について考える 17

●地域公共交通網形成計画（案）に対するパブリックコメントの報告【続き】

前号に引き続き、「地域公共交通網形成計画（素案）」に対してお寄せ頂いたパブリックコメントのうち、町民のみなさんと是非とも共有しておきたいコメントに絞って紹介し、事務局（太子町）の回答を踏まえて、会長であり学識経験者である私のコメントを添付しています。

乗り換え拠点について

- 今回の形成計画では乗り換え拠点として、役場周辺を提案しているが、狭い町内を行き来するのに乗り換えの煩わしさはできるだけ計画せず、一回の乗車で目的地に行けることが利用者増加の利便性に繋がるものではないか。

（事務局の回答）

長い区間を複数の路線で運行することは、車両と運転手が必要となります。そのため、役場を乗り換え拠点とし、基幹交通と支線交通を接続することで、乗り換えの手間は発生しますが、支線交通の運行区間が短くなり、多くの本数（最低1時間に1本）を確保することが可能となりますので、拠点乗換の仕組みを構築することとしました。スムーズに乗り換えができるよう、皆さまの意見も参考にしながら進めてまいります。

（会長のコメント）

乗り換えの必要がなく、行きたいところに行けるバスは魅力的ですが、それを実現するとなると、想定している予算（総合福祉センターバスと予約型乗合ワゴンの経費+α）を大幅に超えてしまいます。それよりは、少し考えかたを変えてみて、役場周辺に賑わいを生み、そこからまちづくりを考えてみるのは、いかがでしょうか。人口減少の時代、生活機能が分散しているよりも、特定の場所に集積していることが求められています。現在、生涯学習施設の建設計画があると聞いています。役場周辺（たとえば、役場前）に全ての公共交通がアクセスしていて、そこに行けば、誰かが何かに取り組んでいる。たとえば、大阪府摂津市の市立コミュニティプラザは、そのような空間で、それが摂津市の新たな魅力になっています。私は、まちの中心に賑わいがある、そのような太子町になってほしいと思い、拠点整備を浅野克己町長にお願いしています。

住民との意見交換や住民参加について

- 聖和台等、山田等以外の地域住民については意見交換の場がなかった、町内ごとに、役場が主体となって説明会を開催し、趣旨説明を徹底することが大切。住民説明会を早急を実施すべき。

（事務局の回答）

本町の公共交通施策を進めていくためには、住民のみなさま方の意見は重要でありますので、4月以降、本格的に施策を進めていく際には、住民説明会や意見交換の場を開催いたします。また、公共交通を持続するためには、住民のみなさま自らの活動が重要でありますので、それらの活動の支援も進めてまいります。

（会長のコメント）

今回の取り組みは太子町全域、町民みなさんに関わるものです。これまで説明会を一切開催していない地区でも、社会実験（試験運行）に向けて、必ず説明会を開催します。また、社会実験中も絶えず、説明会や意見交換会を行い、最善の状態でも本格運行に移行することが重要です。また、説明会が必要な場合は、事務局（総務部総務政策課）にご連絡下さい。事務局と私が出向き、意見交換をさせていただきます。実は私、みなさんからのご連絡を待っています。いろいろなかたと話がしたいのです！

- 若い人も利用しやすい、魅力ある公共交通にするためにも若い人たちの思いや願いをつかむために直接声を聞いたり、アンケートを取ってほしい。
- 若い人々の声、子育て中の親の声をたくさん聞いてほしい。

（事務局の回答）

若い世代の方の意見は重要でありますので、ご意見を参考に取り組みを進めてまいります。

（会長のコメント）

まちづくりにおいて、若い人（特に子育てしている女性）から意見を聞くことは、大変重要なのですが、その方法に悩んでいる市町村は少なくありません。私は、小学校のPTAの会議や運動会などの行事で、地域公共交通の取り組みをPRすることが有効ではないかと思っています。

- 運行計画をはじめ検証結果の途中経過を住民にオープンにし、問題点、改善点があれば、住民の意見を聞き、知恵と力の支援を求め、改善に役立てることが必要ではないか。（運行日・時間、停留所、料金

など)

(事務局の回答)

支線交通について実証運行を行います。ルートにつきましては、住民のみなさまの意見も聞きながら設定してまいります。また、実証運行による利用状況の結果やみなさまからの意見を踏まえて、持続可能な地域公共交通の実現に向けた、支線交通の具体的な施策を交通会議での議論を踏まえて決めていきますが、その際には、住民の皆さまとの意見をお聞きする場を設定いたします。若い世代の方の意見は重要でありますので、ご意見を参考に取り組みを進めてまいります。

(会長のコメント)

今年度第1回目の地域公共交通会議が5月31日(金)に開催され、そこで、アンケートやワークショップの結果をもとにして作成した「原案(たたき台)」が報告されます。その後、委員のみなさんの意見を踏まえた「修正原案」を町民のみなさんに公開します。是非ともお知り合いや近所の人たちと話題にして下さい。そして、みなさんの知恵をお貸し下さい。太子町のことは、町民であるみなさんがよくご存知と思っていますので、率直な意見を聞かせてほしいと思っています。

料金設定について

- 乗り換えが発生しても、起点(乗った所)から目的地(降りる所)まで、2回分の運賃をはらわなくてもいいようにしてもらいたい。

(事務局の回答)

基幹交通は、民間交通事業者による運行の予定となりますので、料金設定等については、民間交通事業者の運営方法によります。行政が協議に入るのは困難ですが、いただいたご意見につきましては、お伝えさせていただきながら、情報交換を進めてまいります。

(会長のコメント)

この点については、金剛自動車もご理解頂いておりますし、再編による乗り換えシステムの採用を提案している以上、乗り換えによる金銭的負担は太子町が責任を持つべきものと思っています。

- 町として公共交通にお金を何円出すのかが示されていないのに、運賃だけが「150円~200円」等として1人歩きしている。現在、予約型乗合ワゴンと福祉センターバスに合わせて、約1000万円位出しているが、この額に、町としてさらに何円上積みできるのかを明確にすべきである。その上で、利用者にかかる負担を求めるのが当然ではないか。

(事務局の回答)

支線交通の具体的な料金設定、町の財政負担額につきましては、実証実験の結果を踏まえながら決めてまいります。また、結果につきましては公表いたします。

(会長のコメント)

総合福祉センターバスと予約型乗合ワゴンの経費+ α の「 α の部分」につきましては、事務局の回答の通りです。ただ、既存の路線バス(金剛自動車)を含めて、太子町の地域公共交通を検討していますので、一般的な交通事業者が設定する運賃(運行距離から算定すると150~200円が妥当)を前提に議論を進めています。仮に町の負担額を大きくできたとしても、原則、基本運賃を大幅に下げたりすることはありません。ただし、いわゆる「敬老パス」のような、特別運賃については、外出支援のために必要であると認識しています。

●基幹交通(太子中央線の新規路線)のルートについて【速報】

4月の下旬、金剛自動車から基幹交通のルート案(バス停の位置は今後、町民のみなさんと相談しながら決めていきます)の提示がありました。

ルートは2種類で、1つは上ノ太子駅から太子中央線を通り、役場前を經由して、現在の太子葉室循環線に入り、太井川橋の信号から叡福寺東の交差点を經由して、上ノ太子駅に戻るというルート(反時計回りの運行もあり)です。もう1つは、上ノ太子駅を出発し、聖和台4丁目の信号から聖和台のなかに入り、聖和台1丁目のから太子中央線に出て、上ノ太子駅に戻るというルート(反時計回りの運行もあり)です。

基幹交通は、公共交通空白・不便地域である「聖和台・磯長台」の交通環境を改善するために検討されたものですが、同時に関係する地区のみなさんにとっても、バスの便数が増え、上ノ太子駅へ直通で行くことができるなど、現在よりも交通環境は向上します。

このたびの地域公共交通の取り組みは、太子町全域の交通環境改善を念頭に置いて進めています。今後、地域公共交通会議は、様々な情報を公開していきますので、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

■本稿は、太子町地域公共交通会議会長(大阪産業大学経済学部・大学院経済学研究科教授)の小川雅司氏が執筆したものである

健康保険

後期高齢者医療保険料の納付方法の変更

現在、特別徴収（年金からの天引き）で後期高齢者医療保険料をお支払頂いている人につきましては、普通徴収（口座振替）への変更が可能です。

ご希望の方は、保険医療課までお申出ください。なお、納付方法の変更には、申請から2・3か月ほどお時間を頂きますのでご了承ください。

【お持ち頂くもの】

●専用用紙でのお手続きの場合

- ①振替口座のわかるもの
- ②金融機関届出印
- ③被保険者証

●キャッシュカードでのお手続きの場合 （大阪南農業協同組合をご利用頂けません）

- ①口座振替をご利用される金融機関のキャッシュカード（お手続きの際には暗証番号の入力が必要です）
- ②被保険者証
- ③同居のご家族以外の代理人が窓口に来られる場合は委任状

【注意】

後期高齢者医療保険料は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象となりますが、特別徴収でお支払された場合、天引きされた年金の受給者が、控除の対象となります。

口座振替に変更された場合は、その振替口座をお持ちの人が対象となります。これにより、所得税や住民税の額が変わる場合がありますので、ご注意ください。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

お知らせ

町立総合体育館トイレなど改修工事

町立総合体育館内トイレのバリアフリー化に伴い、トイレなど設備の改修工事を行います。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
※工事期間中も各施設はご利用頂けます。

【と き】 9月30日(月)まで

【業 者】 千福建設株式会社

◆問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344

太子町排水設備工事公認業者・責任技術者の新規登録及び更新手続

6月は太子町排水設備工事公認業者ならびに責任技術者の新規及び更新の受け付け月間です。

町で排水設備工事を施工するには、公認業者・責任技術者への登録が必要です。

また、すでに登録している人は、登録期間の有効期限が5年となっていますので、5年の期限が切れる場合は更新手続

が必要です。

なお、責任技術者の更新には大阪府下水道協会が行う更新講習の受講が必要となります。

【受付期間】 6月3日(月)～28日(金)

◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

サマージャンボ宝くじ発売

サマージャンボ宝くじの当せん金は、1等・前後賞合わせて7億円!

サマージャンボミニも同時発売!

【発売期間】

7月2日(火)～8月2日(金)

【抽 選 日】

8月14日(水)

サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

◆問合せ

公益財団法人大阪府市町村振興協会

☎06-6941-7441

ひとのうごき

()内は前月比

人 口	13,374人 (-16)	転入	51人
男	6,570人 (-5)	転出	60人
女	6,804人 (-11)	出生	4人
世帯数	5,484世帯(+12)	死亡	11人

まちの面積 14.17km²

(5月1日現在)

平成31年度三世帯同居・近居支援補助制度

若年世代の転入及び定住を促進し、三世帯が安心して暮らせる環境をつくるため、町外在住の子育て世帯が、町内在住の親世帯に、同居、または、近居する際の住宅の取得、または、リフォーム費用の一部助成を行っています。

○住宅取得補助金・リフォーム補助金

一戸あたり50万円を限度に補助

※かかった費用の1/10を補助。

●補助を受けることができる人

- ・子世帯が、同居・近居する直前に1年以上継続して町外に居住（住民登録）をしていること
- ・同居・近居する親（祖父母（単身可））が、1年以上継続して町内に居住（住民登録）していること
- ・子世帯は、出産予定を含む中学生以下の子（母子手帳などで確認できること）と同居している世帯であること
- ・町内に取得した住宅に子世帯の全員が居住（住民登録）して

いること

- ・子世帯・親世帯の全員が町税などを滞納していないこと

●補助の対象となる住宅

- ・子、または、同居・近居する親が住宅取得、または、リフォーム工事の契約をし、町内に所有する住宅であること
- ・新築、または、売買により取得した住宅であること
- ※相続、贈与など対価を伴わない事由により取得したものは対象外です。
- ・建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること

上記、対象者及び住宅要件により、制度が利用できるかどうかを確認するため契約前に必ず事前協議を行ってください。

本補助金は平成31年度までの補助金となりますので、ご注意ください。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

健康

食中毒を予防しましょう

例年、食中毒の発生件数の半数以上は初夏から初秋にかけて発生し、8・9月がピークになります。高温で、細菌の増殖が盛んであること、冷たいもののおいしく感じられる時期で加熱せずに食べる機会が多いこと、暑さで体調を崩し、抵抗力が衰えがちなことなどが食中毒の増加に影響しています。

変な匂いがしなければ大丈夫。冷蔵庫に入れておけば大丈夫。真空パックだから大丈夫。こんな間違った認識が家庭での食中毒のもとです。食中毒は、扱い次第で防げます。そのためには、細菌やウイルスを「つけない」「増やさない」「殺す」の3原則をしっかりと守りましょう。

「つけない」

- ①調理前には、石鹸で必ず手を洗う。
- ②傷のある手で調理するときは、ゴム手袋をする。
- ③調理器具は汚れをしっかりと落として消毒する。
- ④購入した食品は、肉や魚などの汁がもれないように、ビニール袋に入れて持ち帰る。
- ⑤肉や魚を切った包丁、まな板をそのまま使わない。包丁、まな板は、肉用、魚用、野菜用に分けるのがベスト。
- ⑥肉・魚・卵を触ったら、必ず手洗い。
- ⑦動物に触れた手やトイレ、おむつ交換の後は消毒をする。

「増やさない」

- ①冷蔵庫内は10℃以下に保ち、ドアを15秒以上開けておかない。
- ②自然解凍はさける。
- ③料理中の物や残り物は放置しない。
- ④生物や冷凍食品を買うときは、最後に買い、寄り道をしないで帰る。
- ⑤新鮮な食材を買い、すぐに冷蔵庫へ。
- ⑥温かい物は温かいうちに、冷たい物は冷たいうちに食べる。

「殺す」

- ①食品は中心部までしっかり加熱。
- ②調理済みのレトルト食品や冷凍品も、よく加熱する。
- ③残り物を温めるときも十分に加熱。
- ④電子レンジでの加熱は、ときどきかき混ぜてまんべんなく。

⑤使用後の包丁やまな板、タワシなどは熱湯にかけ、乾燥させる。

「食中毒かな」と思ったら

他に原因がないのに、吐き気や嘔吐、腹痛、下痢、発熱したり、目がかすむ、めまいがする、からだのどこかがしびれるなどの症状があったら食中毒かもしれません。風邪かなと様子を見ずに、下記のことを守り、すぐに受診しましょう。

- 下痢止めを飲まない→かえって菌やウイルスを腸内にとどまらせ、増殖させてしまいます。
- 水分補給だけで食べない→お茶など水分だけ飲み、受診してください。食べ物、菌やウイルスにエサを与えることになります。
- 抗生物質をむやみに飲まない→風邪と間違えて抗生物質で攻撃すると、O-157などは毒素を出す可能性が高まります。
- 受診の際には状況を詳しく説明→どんな症状か、吐いた物や便、いつ、どこで、何を食べたかなど、お医者さんに詳しく報告しましょう。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

野山でのダニにご注意

夏の気配が感じられる時期となり、野外でのイベントや山登りなどを計画されている人も多いと思います。人の活動が活発になるように、春から夏にかけては、マダニも活発化します。

例年、野山でマダニに噛まれて病気になったケースが全国的に報告されています。マダニに噛まれないよう、以下の点に注意してください。

- 草むらに入るときは、長そで、長ズボンを着用しましょう。
- 家に入る前に上着や作業着を脱ぎ、マダニを家に持ち込まないようにしましょう。
- 草むらから帰った後はすぐに入浴し、体にダニがついていないか確認しましょう。

●マダニが媒介する感染症の潜伏期間とその症状

- SFTS 潜伏期間6日～2週間
発熱、消化器症状、全身倦怠感など
 - 日本紅斑熱 潜伏期間2～8日
発熱、頭痛、全身倦怠感など
- マダニに刺されても、痛みやかゆみを

感じることはありません。吸血中のマダニに気付いたときは、早めに医療機関で処置してもらいましょう。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

「たいしくんスマイル」協賛企業を募集

住民の皆さんが楽しんで健康づくりを始めるきっかけづくりを目的に太子町健康マイレージ事業「たいしくんスマイル」を行っています。

昨年は総数940人という多くの参加があり、広く住民の皆さんに知って頂けるようになってきました。

この事業は、町内の協賛企業のご理解を頂き、より楽しく健康づくりができる仕組みになっています。

今年度も皆さんの健康づくりを応援して下さる協賛企業を募集します。協賛企業のメリットとして、広報太子への掲載及び本事業イベントでの企業・商品の紹介などをさせていただきます。健康づくりにご理解を頂き、ぜひ、ご応募をお願いします。詳しい内容は、お問い合わせください。

【申込】5月22日(水)～6月21日(金)

◆申込・問合せ 健康増進課

☎98-5520

FAX98-3600

町立総合体育館トレーニング講習会

町立総合体育館のトレーニング室は、講習会に参加した人でないと利用できません。

【と き】6月16日(日)
午後6時30分～9時

※午後6時30分までに必ずお越しください。

【ところ】町立総合体育館

【対象】平成31年3月31日現在15歳以上(高校生以上)の人

【内容】講義：トレーニングの基礎理論
実技：ウォームアップ・クールダウンの実技

【定員】25人

【受講料】200円

※申込時にご用意ください。

【受付】6月6日(木)～講習会当日までの午前9時～午後5時30分までです。先着順で定員に達するまで受け付けます。

※町立総合体育館の休館日は月曜日です。

◆問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344

国民年金

国民年金保険料の納付は便利で確実な口座振替をご利用ください

保険料の納付を口座振替にすれば、指定の口座から毎月自動的に引き落としされます。納め忘れもなく便利で確実です。また、前納される場合は、保険料の割り引きもあります。

手続きなど、詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ 天王寺年金事務所
☎06-6772-7531

催し

竹内街道歴史資料館友の会 歴史講座

全2回で太子町ゆかりの古文書解説についての講座を行います。

[と き] 第1回 7月11日(木)
午後2時～4時
第2回 8月8日(木)
午後2時～4時

※各回受付は午後1時30分開始。

[と ころ] 第1回 町立万葉ホール
第2回 太子町まちづくり観光交流センター1階
第1・2研修室

[テーマ] 古文書解説講座

[講師] 山中 浩之 (大阪府立大学名誉教授)

[定員] 40人 (先着順)

[参加費] 各回200円 (資料代など)

※竹内街道歴史資料館友の会会員及び太子町観光ボランティア「太子・街人(ガイド)の会」会員は受講料無料。

[申込] 電話でお申込みください。締

切は各回の前日午後5時まで。

◆問合せ 町立竹内街道歴史資料館
☎98-3266

竹内街道歴史資料館スポット展

科長神社の夏祭り～曳航される府内唯一の船だんじり～

[と き] 6月25日(火)～8月4日(日)

[と ころ] 町立竹内街道歴史資料館
第2展示室

[内 容] 延喜式内社「科長神社」と「船だんじり」の歴史を紹介。主な展示資料：北小路家文書、田中家文書、河内名所図会、地車水引など

[入館料] 大人200円、高大学生100円、小中学生50円 (20人以上の団体は2割引)

※広報太子6月号をお持ち頂いた人は3人まで無料で入館できます。

[休館日] 月曜日、ただし7月15日(月・祝)は開館

◆問合せ 町立竹内街道歴史資料館
☎98-3266

花の文化園 6月イベント

■アジサイが見ごろを迎えます

1000㎡あるアジサイ園では、様々な品種を植栽しているのが特徴です。咲き進むにつれて花色が変化することもアジサイの魅力の一つです。

梅雨空の下、日を追うごとに色彩が移ろう様子は他の植物にはなく、シーズン中、来園頂くたびに違った花色を楽しんで頂けます。

園全体で約140品種、920株植栽しています。雨に潤いながら幸せそうに咲くアジサイの花を探しに花の文化園へぜひお

越しください。

見頃：6月上旬～下旬

■6月の見頃の花のご紹介

6月上旬 ササユリ、ハナショウブ

6月上旬～中旬 バラ、ヒペリカム、クレマチス

6月中旬 ハンゲショウ

6月上旬～下旬 アジサイ

6月中旬～下旬 ホタルブクロ

■花の文化園

6月の開園時間：午前9時30分～午後5時 (入園は閉園の1時間前まで)

6月の入園料：大人540円 高校生220円 中学生以下無料

◆問合せ 大阪府立花の文化園
☎63-8739

太子町飲食店舗開業補助金の交付申請受付を開始します

町での開業・空き家の利用を促進するための「太子町飲食店舗開業補助金」の交付申請受付を開始します。交付申請書に必要書類を添えて観光産業課にお持ち頂くか、ご郵送ください。書類審査の後、プレゼンテーションをして頂きます。

詳しくは町ホームページをご覧ください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

※申請には一定の条件があります。

※審査の結果、補助対象にならない場合もありますのでご了承ください。

[申請期間]

窓口：6月3日(月)～7月31日(水)

※土日、祝日を除く。

郵送：6月1日(土)～7月31日(水)

※必着。

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521



広報では、住民の皆さんに親しまれる紙面づくりをめざしています。俳句・川柳(3句まで)、意見や提案、疑問に思うこと、励ましのおたより、こんなコーナーを作ってほしいなど、何でも結構です。どしどし送ってください。

▼応募の注意

●ハガキの表に、住所、氏名、電話番号を書いてください(封書の場合は手紙に)。

●掲載時に匿名を希望される人も、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●写真は直接お持ちください。

※苦情、疑問などの投稿をされる場合も住所、氏名、電話番号を書いてください。

◆問合せ 総務政策課

☎(98)0300

▲あて先

切手	583-8580
住所・氏名	南河内郡太子町
電話番号	大字山田88番地
	太子町役場
	広報 太子係
	〒583-0000

就 労

シニア人財育成講習

各分野で活躍できる55歳以上のシニア人財を育成する、シニア人財育成講習(事務補助・障がい者支援・保育補助)を行います。講習終了後は、各業界でのお仕事につながる就業イベントを行うなど、講習終了者の就業まで応援します。

【と き】 6月6日(木)~20日(木)
午後1時~5時
各講習3日間

【ところ】 エル・おおさか南館4階
会議室

◆問合せ シニア就業促進センター
☎06-6910-0848

マイナンバー

**マイナンバーカードの臨時休日
交付窓口を開設します(予約制)**

マイナンバーカードは原則として本人が窓口に来られて受け取る必要があります。平日の役場開庁日に受け取りに来ることが困難な人のために、臨時休日交付窓口を開設します。

マイナンバーカード受け取りの流れ

申込み済みのマイナンバーカード(個人番号カード)ができ上がり、役場に届いたことをお知らせする交付通知書(ハガキ)が申請者のご自宅に届きます。通知書が届きましたら、必要な持ち物をお持ちになり、ご本人が住民人権課にお越しください(15歳未満の人と成年被後見人の場合は、本人に法定代理人が同行してください)。住民人権課で本人確認のうえ、暗証番号を設定頂くと、カードを受

け取ることができます。

【と き】 6月9日(日)
午前9時~正午

【ところ】 住民人権課

※当日は予約制となりますので、6月5日(水)までにご予約ください。

※次回以降の休日交付は決定次第別途ご案内します。

※交付の際に必要な持ち物は、通知カードに同封されていた案内の7ページ、交付通知書、町ホームページでご確認ください。

※証明発行、届出などの通常業務は行っていません。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

環 境

ゴキブリを駆除しましょう

6月は、ゴキブリ駆除強調月間です。繁殖期のこの時期に駆除することが大切です。

ゴキブリは、暖かく湿気のある場所を好み、主に夜間に活動します。食品類は密閉容器に入れ、台所回りの掃除や生ごみの処理をこまめに行うことが大切です。

また、地域ぐるみで一斉に駆除すると、さらに効果を高めます。

◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

**飼犬のフンは必ず持ち帰り
ましょう!**

町内で、飼犬のフンにより、たいへん迷惑を受けているという苦情が増えています。

路上や自宅の前に放置されたフンを見るのは気持ちのいいことではありません。

飼犬のフンの後始末は飼い主の責務で

す。散歩時には、スコップと袋などを持ち、フンは回収して必ず自宅へ持ち帰りましょう。

◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

暮 ら し

消費者トラブル情報

看板に「24時間最大〇〇円」と書いてあるコインパーキングに駐車して約10時間後に精算したら、5,900円の料金が表示された。よく見ると区画によっては割引がされないと書いてあり、さらに駐車場所を見ると、車止めにその旨が書いてあった。車止めは、駐車した後は車に隠れるのでほとんど気づくことができない。もっと分かりやすく表示すべきだ。

【ひとこと助言】

- コインパーキングの料金表示が分かりにくく、思っていた以上の料金を請求されたという相談が寄せられています。
- 大きな表示だけでなく、可能な範囲で入り口付近や精算機付近の詳細案内に目をおし、入庫前に利用料金やその他利用条件を確認しましょう。24時間最大料金は千円~2千円程度に設定されていることが多いですが、その適用には、回数や場所、時間帯などに細かい条件が付いていることが多く注意が必要です。
- 「ゴールデンウィーク、年末年始、イベント開催時などの混雑時は特別料金だった」というケースも見られます。「特別料金が設定されていないか」「最大料金の適用外でないか」などをもう一度確認しましょう。
- 困ったときは、ご相談ください。

◆問合せ 富田林市消費生活センター
☎25-1000

“ お店や有料の教室・クラブ活動 ” を PR しませんか!!

○広報「太子」の有料広告を募集中

- 大きさ 大枠：天地6センチメートル×19.5センチメートル/小枠：天地6センチメートル×9.7センチメートル
- 色 2色刷り
- 掲載料 大枠(1か月)：町内 8,000円、町外 10,000円/小枠(1か月)：町内 4,000円、町外 5,000円

○町のウェブページのバナー広告を募集中

- 大きさ 天地50ピクセル×左右130ピクセル
- 掲載料 3か月単位：町内 15,000円、町外 18,000円

※6か月以上の掲載には割引があります。内容により掲載できない場合もあります。詳しくは、総務政策課までお問い合わせください。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300





家電4品目の処分

家庭で不要になったエアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法に基づき処分して頂きます。粗大ごみでの収集はできませんので、ご注意ください。

1. 新しいものを買替える場合

新しく同種の製品を購入する店舗に、引き取り及び処分を依頼してください（リサイクル料金、収集運搬料金が必要です）。

2. 処分のみを行う場合

その製品を購入した店舗に、引き取り及び処分を依頼してください（リサイクル料金、収集運搬料金が必要です）。

3. 処分する製品を購入した店舗に引き渡せない場合

その製品を購入した店舗が、廃業・遠方・不明などの場合は、次の手順で処分を行ってください。

(1) 郵便局でリサイクル券の手続きを行う

郵便局に備え付けられている「家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）」に、住所、氏名、電話番号、製造業者、品目コードなど必要事項を明記します。

(2) 郵便局窓口でリサイクル料金と振込手数料を支払う

リサイクル料金については、機器のサイズやメーカー（製造業者）などで金額が異なります。代表的な金額（税込）は次のとおりです。

- ・エアコン 972円
- ・テレビ（15型以下） 1,836円
（16型以上） 2,916円
- ・冷蔵庫・冷凍庫

(170リットル以下) 3,672円
(171リットル以上) 4,644円

・洗濯機・衣類乾燥機 2,484円

(3) 廃棄物を所定の場所へ搬入する

① 指定引取場所まで自己搬入する場合
持ち込む際には、郵便局で受け取ったリサイクル券が必要です。

【最寄りの指定引取場所】

○ 日本通運株式会社 天王寺支店八尾倉庫（八尾市神武町2-24）

☎072-991-2957

○ 株式会社ロジックナンカイ（堺市南区高尾1-359-1）

☎072-275-1144

② 自宅への収集を依頼する場合

事前に生活環境課窓口でお申込みください。

※リサイクル券がないと引き取ることができません。また、収集運搬料金（1台につき2,700円）が必要となります。

◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

やめよう！ポイ捨て！ ごみは持ち帰りましょう

たばこの吸い殻、ペットボトル、空き缶、空きビン、ビニール袋、ガムなどのポイ捨てが、道端や側溝、公園付近に多く見られます。

ごみのポイ捨ては、「太子町美しいまちづくり条例」で禁止されています。

環境美化には一人ひとりの心がけが大切です。ポイ捨てを防止し、ごみのないきれいなまちをつくりましょう。

◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

不法投棄は犯罪です！

山林、道路、河川敷、空き地などへのごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は景観を損なうばかりか、水質や土

壌汚染などの環境への影響も心配されま

ず。
土地の所有者・管理者は、除草や樹木の剪定、柵の設置や定期的な見廻りなどを行い、不法投棄がされにくい環境をつくりましょう。

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、厳しく罰せられます。不法投棄を発見した場合は、警察、または、生活環境課へご連絡ください。

◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234
生活環境課 ☎98-5522



6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆様のご理解をお願いします。

●就職差別110番

採用面接時などの差別について、相談、関係機関の紹介などを行います。

【と き】 月間中（閉庁日を除く）
午前10時～午後6時

【電話番号】 06-6210-9518

【Eメール】 rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

※Eメールでの相談受付は6月中随時。

◆問合せ 大阪府商工労働部雇用推進室 ☎06-6210-9518

6月の「し尿」収集日	収集日	種類	6月の「ゴミ」収集日	種類	収集日
	6日(木)	小型		6月の「ゴミ」収集日	もえるゴミ
6日(木)	一般	粗大ゴミ	12日・26日 (第2・第4水曜日)		
20日(木)	2回取り	ビン・カン混合	10日・24日 (第2・第4月曜日)		
		金属類	5日・19日 (第1・第3水曜日)		
		ペットボトル	27日 (第4木曜日)		
		プラスチック製容器包装	6日・20日 (第1・第3木曜日)		

※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋を使用してください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出してください。※生ごみは、しっかり水分を切ってから出してください。



ヘルプマークを配布しています

援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」について、オール大阪で啓発活動を進めています。ヘルプマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

【概要】 義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要として

いることを知らせることで、援助を得やすくするものです。

【対象】 援助や配慮を必要としている人
障がい種別・等級、病名などによる条件はありません。

【配布場所】 役場庁舎1階 福祉課

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、6月14日(金)までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できる

よう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【とき】 6月20日(木)

午後1時～3時

【ところ】 役場庁舎1階 相談室

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

日赤活動資金にご協力ください

「赤十字運動月間」に伴い、活動資金の募金活動を行います。今年も、町会・自治会及び住民のみなさまのご協力を得ながら活動を行います。

人のいのちと健康を守る赤十字の活動資金に、温かいご協力をお願いします。

◆問合せ 太子町社会福祉協議会 ☎98-1311

～あなたが主役のまちづくりへ～町長直通便の報告(平成31年1月分～3月分)

町長直通便は、町政に望んでいることやご意見を頂くため行っています。その内容は、定期的に町ホームページや役場庁舎1階フロアで公表していますが、住民のみなさまに幅広く情報を提供するため、報告します。

平成31年1月～3月には、みなさまから3件のご意見が寄せられました。ここでは、みなさまから寄せられたご意見などを紹介します。

詳しくは、町ホームページ及び役場庁舎1階フロアで掲載しています。

●平成31年1月～3月の期間に寄せられた町長直通便の内容と件数

分類	頂いたご意見などの概要	件数
生涯学習・スポーツ・図書館・公民館	総合スポーツ公園グランド使用料にシニア割引を導入してほしい	1
商工観光	二上山のトイレを早急に修理して使えるようにしてほしい 二上山登り口駐車場トイレの手洗いの水も出ないので修理してほしい	1
住宅・道路・交通・公園・都市計画	公園にシニア向けの健康器具を設置してほしい	1
計		3

【町長直通便の利用方法】

町ホームページ「町長の部屋」の「町長直通便入力フォーム」を利用されるか、役場庁舎1階フロア及び町立公民館、町立総合体育館に提出箱を設置していますので、所定の様式に明記し、投函してください。

※みなさまから寄せられたご意見、ご感想については、全て町長が読ませて頂き回答していますが、住所、氏名が無記入の場合、回答できませんので必ずご明記ください。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

6月の相談	種類	日程	時間	場所	問い合わせ先
	行政(国の行政に関すること)	10日(月)	13:00～15:00	役場3階第2会議室	総務政策課 ☎98-0300
	消費者※1	平日の(月)～(金)	9:00～16:00	富田林市役所	富田林市消費生活センター ☎25-1000(内線186)
	教育(いじめ110番・進路)	平日の(月)～(金)	9:00～17:00	教育委員会	学務指導課 ☎98-5532
	人権※2			住民人権課	住民人権課 ☎98-5515
	就労			観光産業課	観光産業課 ☎98-5521
心配ごと	10日(月)・25日(火)	13:30～15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311	

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
公民館	☎98-5530 FAX98-5530
まちづくり観光交流センター (観光産業課)	☎98-5521 FAX98-4514
総合福祉センター (社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園 (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

税

町・府民税の第1期納期限は7月1日(月)です

町・府民税の第1期納期限は、7月1日(月)です。忘れずにお納めください。

納付書にコンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるものは、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

詳しくは、納付書をご覧ください。

また、口座振替をご利用のみなさまは、残高の確認をお願いします。

平成31年度 各納期限

	第1期	第2期	第3期	第4期
町・府民税	7月1日	9月30日	12月2日	1月31日
固定資産税	5月31日	9月2日	10月31日	1月6日
軽自動車税	5月31日			

なお、納期限までに税金を納めて頂かないと、次のような督促手数料や延滞金がかかります。

また、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

(1)督促手数料

督促状を発送した場合1通につき100円

(2)延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年8.9%（ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.6%）の割合で計算した延滞金がかかります。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

町税がコンビニでも納付できます

町税は、コンビニエンスストアでも納付することができますのでご活用ください。

※ただし、次の要件にあてはまる納付書はコンビニで納付できませんのでご注意ください。

- ・1枚で納期の納付額が30万円を超える納付書
- ・納期限が過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書

- ・バーコード印刷がない納付書
- ・小切手などでの納付

●納付できるコンビニ

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、コミュニティ・ストア、MMK設置店

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

子育て

ひとり親家庭などの出張相談窓口

ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについての相談や情報提供などの支援を行うため、専任職員による出張相談窓口を開設します。

また、富田林子ども家庭センターでは随時、母子・父子自立支援員が面接、または、電話で相談に応じています。

【とき】 6月3日(月)
午後2時～4時

【ところ】 役場庁舎1階 相談室2

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596
富田林子ども家庭センター
生活福祉課 ☎25-1131

教育

小・中学校使用教科書展示会

令和2年度に公立小・中学校で使用される教科書の展示会を行います。

【とき】

- ・法定外展示期間
6月3日(月)～13日(木)
7月4日(木)～5日(金)
午前9時～午後5時
- ・法定展示期間
6月14日(金)～7月3日(水)
午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く。

【ところ】

南河内郡地区教科書センター（河南町役場1階）

◆問合せ 教育総務課 ☎98-5533

住民手づくり

第198回 たいし 聖徳市 開催

毎月第3日曜日に青空市を行います。当日は、様々な店が並びますので、ぜひ、お越しください。

※たいし聖徳市では、年間をつうじて出店者を募集しています。

出店をご希望の人は、太子町観光・まちづくり協会までお申込みください。※たいし聖徳市実行委員会では、青空市をつうじて、活発な明るい調和あるまち創りをめざしています。

【とき】 6月16日(日)
午前9時～午後1時

【ところ】 太子・和みの広場

◆問合せ 太子町観光・まちづくり協会
☎21-1600

適正冷房とエコスタイル

町では、6月1日～9月30日までの間、役場庁舎などの公共施設内の室温を少し高め（28℃）に設定するとともに、職員は10月31日までエコスタイル（ノー・ネクタイ）で業務を行います。

地球温暖化防止のために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300
秘書課 ☎98-5531

募 集

参議院議員通常選挙投票立会人・
アルバイト募集

●投票立会人

○期日前投票所

【募集人数】16人(1日につき1人)

【立会時間】午前8時30分～午後8時

【報酬】9,500円

※所得税が源泉徴収されます。

○投票所

【募集人数】10人(投票所ごとに2人)

【立会時間】午前7時～午後8時

【報酬】10,700円

※所得税が源泉徴収されます。

【応募資格】各投票区における選挙人名簿に登録されている人

※特定の候補者の選挙運動に積極的に関わっている人や候補者の親族はご遠慮ください。

【食 事】昼食を提供

※立会日・申込書及び申込方法については、後日町ホームページでお知らせします。

●アルバイト

【募集人数】20人

【賃 金】970円

【勤務時間】①午前8時20分～

午後0時20分

②午後0時20分～

4時20分

③午後4時20分～

8時20分

※①②③のうち、原則4時間。

◆申込・問合せ

〒583-8580 太子町大字山田88番地太

子町選挙管理委員会事務局

☎98-5515

FAX98-2773

ひとり親家庭のための就業支援講習会
受講生募集

(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会では、下記の講座の受講生を募集しています。

往復ハガキに、希望の講座名と住所、氏名、年齢、職業、電話番号、志望動機、保育の有無(対象は2歳から就学前まで)を明記し、お申込みください。

なお、応募多数の場合は抽選になります。

○介護職員初任者研修(土曜・日曜コース各20人)

【と き】①土曜コース 全17回

8月31日、9月7日～12月

21日(11月23日休み)、1月

25日

②日曜コース 全17回(うち

2回は土曜日)

8月31日、9月8日～12月

15日、1月25日

午前9時～午後5時

【ところ】①未来カレッジ京橋校

②東大阪市男女共同参画センター・イコラーム(5回程度、未来カレッジ布施校で実習)

※8月31日、1月25日は大阪府谷町福祉センターで実施。

【受講料】10,000円(教材費含む)

【申 込】7月1日(月)～31日(水)

※当日消印有効。

○医師事務作業補助者実務能力検定(20人)

【と き】8月3日～9月28日

毎土曜日 全8回

午前10時～午後4時

【ところ】大阪府谷町福祉センター

【受講料】8,000円

※教材費含む。

【申 込】6月3日(月)～7月3日(水)

※当日消印有効。

◆申込・問合せ

〒540-0012大阪市中央区谷町5-4-13

大阪府谷町福祉センター内

大阪府母子家庭等就業・

自立支援センター

☎06-6762-9498

資料館体験活動サポーター
募集

子どもたちに人気の夏休み勾玉づくり体験のお手伝いをして頂ける人を募集します。

【と き】

7月23日(火)、24日(水)、25日(木)、

8月20日(火)、21日(水)

【ところ】

町立竹内街道歴史資料館地階 講座室

【対 象】

18歳以上の人(資格不問)

【内 容】

小学生を対象に行う勾玉づくり体験のサポート

※勾玉づくり体験は各日午前10時～11時30分まで、サポートは午前9時30分～正午までとなります。

※初めての人は6月28日(金)に資料館で館員から簡単なレクチャーを受けて頂きます。

【謝 礼】

1回2,000円

【申 込】

各回5人を先着順で募集。申込みは1回からでも可。

資料館へ電話で申込み。6月1日(土)～7月5日(金)まで。

◆問合せ

町立竹内街道歴史資料館

☎98-3266

行政書士無料相談(予約制)

大阪府行政書士会では、行政書士による無料相談を行います。

【と き】6月19日(水) 午後1時30分～4時30分

【ところ】役場庁舎3階 第2・3会議室

【内 容】相続・遺言、成年後見制度、内容証明、離婚、不動産の賃貸借・売買契約

※希望する人は平日の午前10時～午後6時の間に電話でご予約ください。

◆申込・問合せ 大阪府行政書士会南大阪支部

無料相談担当：濱田 ☎50-1110

風しん抗体検査

風しんは、発熱及び発しんを主な症状とし、飛沫感染により人から人へ感染する、感染力が強い疾病です。妊娠中の女性が風しんに感染すると、子どもに眼や耳などの障がいを含む先天性風しん症候群（CRS）が生じる可能性があります。疾病のまん延を防ぐため、予防接種法施行令の一部が改正されました。対象者については、抗体検査を行い、その結果、十分な抗体量がない人に対し、定期予防接種（風しん第5期）が行われますので、抗体検査を行って頂くようお願いします。

また、風しん第5期の定期予防接種の対象者外の人でも、抗体検査を無料で受けて頂くことが可能な場合があります。下記対象者の人については、まずは実施医療機関で風しんの抗体検査を受けて頂きますようお願いいたします。

対象	定期任意の別	クーポン券の発行	受け方	抗体検査費用※	予防接種費用※	実施医療機関の別
昭和47年4月2日～ 昭和54年4月1日生まれの男性	定期	有	送付されたクーポン券を用いて、実施医療機関へ	無料	抗体検査の結果、抗体価が低ければ無料（ただし、未接種者に限る）	【1】
昭和37年4月2日～ 昭和47年4月1日生まれの男性	定期	有	町立保健センターでクーポン券の交付申請を行い、受け取ったクーポン券を用いて、実施医療機関へ	無料	抗体検査の結果、抗体価が低ければ無料（ただし、未接種者に限る）	【1】
・妊娠を希望する女性 ・妊娠を希望する女性の配偶者 ・妊娠している女性の配偶者	任意	無	実施医療機関で抗体検査を実施。抗体がないと判断され、予防接種を実費で接種した場合は、町立保健センターへ申請を行う。	無料	抗体検査の結果、抗体価が低ければ下記を上限として償還払いを行う。 麻しん・風しん（MR）混合ワクチン…7,000円 風しん単独ワクチン…4,000円	【2】

※ただし、各指定医療機関で受検及び接種した場合に限る。

【実施医療機関】

【1】 風しん第5期の定期接種に係る抗体検査実施医療機関一覧（全国）

厚生労働省「風しんの追加的対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index_00001.html

【2】 妊娠を希望する女性などの抗体検査実施医療機関一覧（大阪府内のみ）

大阪府ホームページ「大人の風しん対策」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/koutaikensa.html>

なお、助成に必要なものなど、町の行う風しん対策について詳しくは、町ホームページをご覧ください、健康増進課までお問い合わせください。

太子町ホームページ「太子町の実施する風しん対策」

http://www.town.taishi.osaka.jp/busyo/kenkoufukusibu/kenkouzousinka/monthly_kenko_info/1553236910184.html



◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

広告

広告